

令和5年10月10日

各対象障害福祉サービス事業実施法人の長様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」に係る事業計画の募集について（照会）

平素は、本県の障がい福祉サービスの向上に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。  
標記補助金にかかる事業計画の募集を行いますので、希望される場合は、下記により事業計画を提出願います。

## 記

### 1 提出物

別紙1-1、1-2、1-3、補助対象経費内訳書、見積書（複数業者から徴取）、  
導入予定機器のカタログ

### 2 提出期限

令和5年10月20日（金）必着

### 3 補助対象者

以下、いずれかの事業を実施する事業所の運営法人。

障害者支援施設事業者

共同生活援助事業者

居宅介護事業者

重度訪問介護事業者

短期入所事業者

重度障害者包括支援事業者

障害児入所施設事業者

注 岐阜市以外の県内に所在する事業所が対象です

（事業所が岐阜市以外であれば、法人本部が岐阜市でもかまいません）

### 4 ロボット等導入補助金の概要

#### （1）補助対象となる事業

内示の日以降から2月末までに介護ロボット等対象機器の導入が完了できる事業

※すでに整備（購入）分は対象外

※内示まで時間がかかる場合があります。

## (2) 補助対象経費

ロボット本体、本体設置費用、初期設定等に要する費用及びその消費税

※対象外：機器の導入経費（購入費用及び初期設定費用）と認められない経費

対象外経費の例

- ・Wi-Fi 工事等通信環境整備に要する経費
- ・機器の配送料
- ・PC、タブレット及びその付属品
- ・工事費（設置費は可能）

## (3) 補助対象とする機器

想定される機器の例は以下のとおりです。

- ①移乗介護……ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
- ②移動支援……障害者の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器
- ③排泄支援……排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレや排泄のタイミングを予測する装着型のデバイスを活用した排泄誘導機器
- ④見守り・コミュニケーション支援  
……センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム
- ⑤入浴支援……ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

なお、利用者のプライバシーに配慮されていない監視目的のカメラや、施設・事業所への設置に際し工事を伴う機器、補装具等に相当する機器等は対象外です。

## (4) 補助基準額

・ロボットの種別別基準額

①移乗介護、入浴支援 1台あたり10万円以上100万円以下

②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援

1台あたり10万円以上30万円以下

・施設・事業所種別別補助対象費用の上限額

障害者支援施設：全ての機器の合計額210万円/施設・事業所

グループホーム：全ての機器の合計額150万円/施設・事業所

その他の事業所：全ての機器の合計額120万円/施設・事業所

## (5) 補助割合

県：3/4、事業者：1/4

## (6) 補助対象費用の算定方法

1台あたりの費用は補助対象経費のすべてを含みます。初期設定費用等、1台ごとの金額が算出し難い場合は、全体費用を台数で按分してください。

例) 排泄支援ロボ 本体 26 万 (or 29 万) × 3 台 + 初期設定 5 万円の場合

26 万 × 3 + 5 万 = 83 万 27.6 万/台 < 30 万 : 全額補助対象

29 万 × 3 + 5 万 = 92 万 30.6 万/台 > 30 万 : 30 万 (計 90 万) まで補助対象

(7) 1 法人が複数事業所の対象事業を申請する場合

申請する際、事業所に優先順位を付してください。

(8) リースや契約料、運用保守費用等期間に定めのあるもの

年度内に要する経費のみ補助対象

(9) 導入する機器の当該施設・事業所以外での使用

目的外使用となり認められません。

## 6 提出先

岐阜県障害福祉課施設整備係 小西あて (下記電子メールあて)

メールアドレス : [c11226@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp)

- ・カタログ、見積書等は容量が 5MB を超えないよう分割してメールで送信してください。
- ・カタログは表紙・裏表紙・該当機器のページなど最小限でも可

## 7 備考

- ・これまでの障害福祉分野のロボット等導入支援事業で採択済みの事業所であっても、再度申請が可能です。
- ・令和 5 年 5 月 12 日付けで行った募集 (初回募集) で、施設・事業所の補助上限額未滿で採択された事業所は、補助上限額までの差額分について再度申請が可能です。  
例 : グループホームを行う A 事業所が初回募集において所要額 100 万円で採択された場合は、グループホームの補助上限額 150 万円との差額である 50 万円を限度に再度申請が可能です。
- ・提出期限までに事業計画の提出があった補助金交付額が予算額を上回る場合は、過去に当該補助金を利用したことがない事業者を優先的に採択することがあります。
- ・協議のあった事業計画から補助対象事業が採択 / 非採択されますので、現時点では補助を確約するものではありません。
- ・「ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究事業」の成果物 (実施主体 : (株) 浜銀総研研究所) を参考までにご覧ください。

<https://www.yokohama-ri.co.jp/html/investigation/jutaku.html>

〒500-8570			
岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1			
岐阜県健康福祉部障害福祉課施設整備係			
係長	伊藤	担当	小西
tel	058-272-1111 (内線 3495)		
fax	058-278-2643		
e-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		